

R04-40050-00415

令和4年4月18日

長 崎 県 薬 剤 師 会 長
長崎県警察本部生活安全部少年課長 様
福 祉 保 健 部 薬 務 行 政 室 長

長崎県教育庁体育保健課長
(公 印 省 略)

学校における薬物乱用防止教室の充実について（依頼）

日頃から、青少年の薬物乱用防止対策に多大な御協力を賜り感謝申し上げます。

標記の件につきまして、平成29年3月、県内高校生等による大麻取締法違反（所持）事件が発生したことを受け、このような事案が二度と発生することがないように「生徒参加型薬物乱用防止教室」の開催等、関係機関と連携協力しながら薬物乱用防止教室の充実に取り組んできたところです。

しかしながら、御承知のとおり、それ以降も本県において、若者が大麻取締法違反の容疑で、逮捕・書類送検される事案が発生しております。

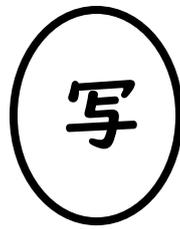
県教育委員会といたしましては、今後も薬物乱用防止教育のより一層の充実を図るため、各市町教育委員会教育長並びに各県立学校長あてに別添（写）のとおり依頼文書を送付したところであります。

つきましては、薬物乱用防止教室等の開催について、学校からの講師派遣依頼等がありました際には、御協力いただきますようお願い申し上げます。

長崎県教育庁体育保健課 健康教育班 担当 麻生

【TEL】095-894-3395 【FAX】095-894-3478

【MAIL】k-suke.aso@pref.nagasaki.lg.jp



R04-40050-00415
令和4年4月18日

各市町教育委員会教育長 様

長崎県教育庁体育保健課長
(公 印 省 略)

薬物乱用防止教育の充実について（依頼）

このことについては、これまでも学校の教育活動全体を通して計画的・組織的に取り組んでいただいております。本県公立学校での薬物乱用防止教室の開催率は、高等学校98.2%、中学校99.4%、小学校88.0%とコロナ禍においても高い開催状況となっております。

しかしながら、全国的に見ると、少年の大麻事犯による検挙数が年々増加しており、大麻を初めて使用した経緯では「誘われて」という理由が最も多く、初めて使用した年齢が若いほど、誘われて使用する比率が高くなっています。これまで以上に生徒参加型の薬物乱用防止教室等、子どもたちが自ら学び、心に響く指導の充実が必要であると考えております。

つきましては、所管の学校においても、別添「令和4年度薬物乱用防止教室実施要項」及び別紙「薬物乱用防止教育における留意点」を御参照のうえ、確実かつ適切な取組をお願いします。

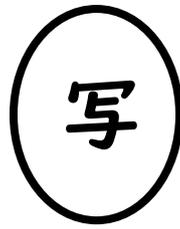
なお、実施の際には新型コロナウイルス感染防止対策についても十分に留意いただき、各校の実情に合わせ工夫していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

長崎県教育庁体育保健課 健康教育班 担当 麻生

【TEL】095-894-3395 【FAX】095-894-3478

【MAIL】k-suke.aso@pref.nagasaki.lg.jp



R04-40050-00415
令和4年4月18日

各県立学校長 様

体育保健課長
(公印省略)

薬物乱用防止教育の充実について（依頼）

このことについては、これまでも学校の教育活動全体を通して計画的・組織的に取り組んでいただいております。本県公立学校での薬物乱用防止教室の開催率は、高等学校98.2%、中学校99.4%、小学校88.0%とコロナ禍においても高い開催状況となっております。

しかしながら、全国的に見ると、少年の大麻事犯による検挙数が年々増加しており、大麻を初めて使用した経緯で「誘われて」という理由が最も多く、初めて使用した年齢が若いほど、誘われて使用する比率が高くなっています。これまで以上に生徒参加型の薬物乱用防止教室等、子どもたちが自ら学び、心に響く指導が必要と考えております。

つきましては、貴校においても、別添「令和4年度薬物乱用防止教室実施要項」及び別紙「薬物乱用防止教育における留意点」を御参照のうえ、确实かつ適切な取組をお願いいたします。

なお、実施の際には新型コロナウイルス感染防止対策についても十分に留意いただき、各校の実情に合わせ工夫していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

体育保健課 健康教育班 担当 麻生

【TEL】095-894-3395 【FAX】095-894-3478

【MAIL】k-suke.aso@pref.nagasaki.lg.jp

令和4年度 薬物乱用防止教室開催要項

長崎県教育庁体育保健課

1 目的

県内の小学生・中学生及び高校生に対し、医薬品の正しい知識の普及を図ると共に、薬物乱用の危険性や薬物に関わる問題がこれまで以上に身近に迫っていることを理解するため、薬物乱用防止教室を開催し、薬物乱用の未然防止と児童生徒の健全育成を図る。

2 対象

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校

- ・中学校、義務教育学校後期課程、高等学校については、必ず開催すること。
- ・高等学校においては全学年で受講すること。
- ・小学校、義務教育学校前期課程においては、地域の実情や児童の発達段階に応じて可能な限り、積極的に開催すること。
- ・特別支援学校においては、地域の実情や児童生徒の発達段階に応じて、適切に開催すること。

3 実施内容

- (1) 開催にあたっては、文部科学省からの通知「薬物乱用防止教育の充実について」（平成30年12月19日付け）を基に開催すること。
- (2) 児童生徒の実態に応じて、教室のねらいを明確に持ち、児童生徒がより主体的に関わり、理解を深められる内容を検討し、「生徒参加型」薬物乱用防止教室の実施に努めること。
- (3) 薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置づけ、児童生徒と保護者を対象に、学校薬剤師、学校医、警察職員、薬物乱用防止教育に造詣の深い教員等を講師として招聘するなど、教室のねらいに沿った内容となるように専門家との連携を図りながら開催すること。
- (4) 講師の派遣については、早めに日程調整の上、講師との十分な事前打ち合わせを行うこと。

4 開催状況調査

学校における薬物乱用防止教室の実施状況を把握するため、改めて調査を実施する。

5 その他

- ・「生徒参加型」薬物乱用防止教室の例
○ロールプレイ（薬物を勧められたときの断り方等）
○グループディスカッション
○事前事後アンケート
○クイズ
○ゲーム
○児童生徒による企画・運営 など
- ・県内の学校薬剤師等に対して、毎年、薬物乱用防止教室指導者講習会を開催しているので、積極的に活用すること。（令和4年度は令和4年7月6日開催予定）
- ・新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、感染対策を十分に講じたうえで、内容を工夫して実施すること。

【別紙】

薬物乱用防止教育における留意点

1 児童生徒に向けた指導の徹底

○年間を通じた指導の充実と薬物乱用防止教室の開催

- ・年間を通じた指導計画を作成し、特に夏休み等の長期休業前など機会を捉えて重点的に指導を行うこと。
- ・薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付け、確実に開催すること。

○生徒参加型の薬物乱用防止教室の開催等、内容の見直し

- ・従来行われていた講義形式等の受動的な学習にとどまらず、ロールプレイやグループディスカッション、シンポジウム形式のように、講師を交えて、児童生徒自身が実際に体験したり、自らの行動を考え、互いに意見を述べ合ったりと児童生徒が主体的に参加し、学習を深められるような内容の見直しを図ること。
- ・特に、高等学校においては全学年対象に実施することを開催要項に定めており、3年間を見据えた指導計画を作成すること。(各学校で作成した計画をもとに、実施内容の検討及び様々な分野に精通された講師の活用により、幅広い知識を身に付け、薬物乱用防止に対する規範意識の向上につなげる)

2 学校薬剤師や教職員等の資質向上

○学校薬剤師や教職員等を対象とした薬物乱用防止教室指導者講習会への参加

- ・薬物乱用防止教室等を実際に指導する学校薬剤師や教職員等が、専門的な知識を身に付け、他の様々な実践を知ること、資質の向上を図ること。

3 保護者や地域との連携

○学校保健委員会で対応協議、PTA総会等での保護者への周知

- ・薬物乱用が一部の地域や学校、児童生徒の問題ではないことから、保護者や地域に対する周知・啓発を行い、一層の薬物根絶の意識の醸成を図ること。



事務連絡
平成30年12月19日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学事務局
各国公私立高等専門学校事務局
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

薬物乱用防止教育の充実について（通知）

我が国の児童生徒等の薬物乱用防止対策は、「第四次薬物乱用防止五か年戦略（平成25年8月7日薬物乱用対策推進会議決定）」及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策（平成26年7月18日薬物乱用対策推進会議決定）」を踏まえ、薬物乱用防止に資する教育及び啓発の一層の充実を図るようお願いしているところです。

「第四次薬物乱用防止五か年戦略」の期間中に深刻な社会問題となった危険ドラッグについては、政府一丸となって徹底的な対策を講じた結果、平成27年7月には危険ドラッグ販売店舗は全滅し、危険ドラッグ事犯検挙人員は減少傾向にあります。

一方、覚醒剤事犯検挙人員は若干減少傾向にあるものの、平成29年においても依然として1万人を超える数値で推移しています。また、大麻事犯検挙人員は、近年増加傾向にあり、過去最多となった平成29年の検挙人員3,218人の約半数は未成年及び20歳代の若者が占めるなど、青少年を中心に大麻の乱用の裾野が拡大していることが指摘されています。特に、大麻については、「有害性はない」等の誤った情報が氾濫しており、青少年の大麻乱用の拡大につながっていると推察されます。

さらに、近年、スマートフォンの普及等により、手軽にインターネットを利用できる環境になったことで、密売・購入方法の潜在化や巧妙化が一層進んでいます。

このような状況を踏まえ、平成30年8月3日に策定された「第五次薬物乱用防止五か年戦略」においては、児童生徒等の薬物乱用の根絶に向けた規範意識の向上を図るため、「青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」を目標の一つに掲げ、引き続き小学校、中学校及び高等学校における薬物乱用防止に関する指導の徹底、教育内容の充実を図るとともに、大学等における学生に対する啓発を推進するなど、学校における薬物乱用防止教育を一層推進することを求めています。

「第五次薬物乱用防止五か年戦略」は、策定後、厚生労働省ホームページに掲載するとともに、各種会議や研修会等において周知をしてきたところであり、これまでも適切に対応いただいているところですが、冬季休業期間中は児童生徒等の日々の生活が不規則となり、生活習慣の乱れや問題行動等を起こしやすい時期でもあることから、下記事項に留意いただき、薬物乱用防止に関するより一層の指導の徹底について特段の御配慮をお願いします。

なお、貴職におかれては、域内の市区町村教育委員会、管下の学校等の関係機関に対して本内容の周知を図られますようお願いいたします。

記

○「第五次薬物乱用防止五か年戦略」における留意事項

- 1 学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導を行うこと。
- 2 児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにするため、指導方法の工夫を行うこと。その際、都道府県教育委員会等においては、教職員に対する研修機会の拡充を図ること。
- 3 薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めること。その際、都道府県教育委員会においては、私立学校主管部課等と十分な連携を取り、私立学校主管部課等においては所管する私立学校において薬物乱用防止教室の開催を促進すること。
- 4 薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等と連携し、学校等における薬物乱用防止教室の充実強化を図ること。なお、薬物乱用防止教室は、外部専門家による指導が望ましいものの、国や都道府県教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造り手の深い指導的な教員の活用も考えられること。
- 5 学校警察連絡協議会、研修、講演等を通じて、地域における青少年の薬物乱用について情報交換を行うなど、学校と警察等の関係機関との連携を一層強化すること。
- 6 都道府県等が開催する薬物乱用防止教室指導者研修会等は、教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、学校における指導状況等への理解を深めるよう、内容を充実すること。その際、公益財団法人日本学校保健会が作成・配布している「薬物乱用防止教室マニュアル」を参考にしつつ、外部専門家の参加を得るため、関係機関等との連携の充実を図ること。
- 7 大学等の学生に対して、薬物乱用防止に関する啓発を推進するため、大学等においては、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めること。その際、文部科学省が作成・配布している「薬物のない学生生活のために」が活用できること。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
TEL：03-6734-2976（直通）
FAX：03-6734-3794

